

ふるさとの
かたがりべ

第12集

発行 わがふるさとを探る会

ふるさとの かたりべ

写真
十二本ヤス
芦野夢の浮橋
山中正利



十二本ヤス

樹種	ヒバ
樹高	約二十七m
胸高周囲	約六、六m
樹齢	約四百年
所在地	青森県北津軽郡 金木町大字喜良市字相野山

名称の由来

幹の途中で十二本の枝が分かれて、ちょうど魚を突いて取るヤスの形をしているところから、だれ言うとなく「十二本ヤス（シ）」と呼ばれるようになった。

神木

ヤスの形をした枝は、新しい枝が出て十三本になると必ず一本枯れて、常に十二本になるということから、十二とは十二月十二日の山の神祭日に通じる神聖な数、これは山の神様が宿ったに違いないということで、鳥居を奉納、神木としてあがめ、今日に至っている。金木町の名木でもある。

伝説

昔、弥七郎という若物が山の魔物を退治したとき、その供養に、退治したときの切り株に一本のヒバ苗を植えたという。その木が十二本ヤスになったという事である。

新・日本名木百選

平成二年六月二日
国際花と緑の博覧会協会 選定

金木町



巻頭言



発刊に寄せて

金木町 助役 吉田 俊逸

ふるさとの「かたりべ」第十二集が発刊されましたことにつきまして心からお喜び申し上げます。

時代の進展とともに、故郷の古い伝統行事が簡略化され、やがて失われていく昨今ではありますが、郷土の先祖が残してくれた歴史・文化を掘り起こしてこられました功績は、計り知れぬものがあり、嘉瀬ふるさとを採る会の会員の皆様に対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

文化財は、我が国の歴史と文化の正しい理解のため欠くことができないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものでありまして、貴重な国民の財産であります。

我金木町におきましても、非常に多くの名所・旧跡が数多く存在しており、中には昔の生活様式を解く鍵として貴重なものもあります。しかしながら、現在の生活の便利さを追及するあ

まり、一朝にして破壊されるという誠に憂慮すべき事態がしばしば発生するのであります。

このような現状において、貴重な歴史や文化の保護の万全を期すためには、住民一人一人が、歴史や文化を住民すべての財産として愛護しようという意欲に目覚める必要があるのですが、未だその理想にはほど遠く、いきおい皆様がたのお力添えをお願いしなければならぬ実情でございます。

どうか皆様におかれましては、今後とも健康に御留意され、本町の歴史と文化の伝承のため、御活躍くださるよう心からお願い申し上げます。

目次

《巻頭言》 発刊に寄せて……………	吉田 俊逸	
考察 小田川 について……………	山 中正津 1	
津軽半島東岸地区史跡めぐり……………	木村 治利 10	
嘉瀬山叙事譜……………	山 中長三郎 17	
従弟制度……………	秋 元 惣之進 21	
金木町文化遺産及び遺跡について……………	23	
らん	短歌……………	25
詩……………	28	
芸	川柳……………	29
文	俳句……………	35

女の城……………	櫛 引 八千代 36
昔の農家の食生活……………	秋 元 惣之進 38

特集 50年前その時私は

嗚呼輸送船……………	木村 治利 42
八幡さまの風音……………	山 中長三郎 51
特高（特別高等警察）に調べられる……………	沢 田 薫 56
追憶・太宰治断片記……………	山 中正津 58

津軽弁 村の笑い話	
(1) オガテラ……………	22
(2) 勘 違 い……………	37
(3) 洋式トイレ……………	41

(4) 焼 き 餅……………	55
(5) ア ッ パ の 乳……………	57

考察 小田川について

山 中 正 津

この川は、今は「小田川」と呼ばれるのが一般的である。しかし、昔は、「小田川川」と言われたのである。昔とは何百年くらい前かというところ、約四百五十年以前ごろからと考えられる。

室町時代中ごろ以後とみられる。ということは、津軽平野のほとんどは湖の中であったか、それとも芦原の范であったか、とにかく、水田もなければ村落もなかった。

行丘（浪岡）北畠氏の調べた「天文郡中名字」 〓天文五年・一五三八〓には、津軽六郡（鼻和・田舎・平賀・奥法・馬・江流来）のうち馬郡（原子の館より下、山岸通小泊崎まで。南は十川切・西は大川切）に現れている村落名は、原子、相原、飯積（飯詰）、小田川、忌良市（喜良市）、鮎内（相内）、誘松（磯松）だけである。

（註、大川は岩木川のこと。）

この時期には、嘉瀬も金木もまだ集落になっていないものと思われる。

新撰陸奥国誌から次に引用してみる。

○ 小田川村

小田川川 〓源を本村の東一大区の三小区新城村界の山々に発し短前大電沢小電沢湯の沢滝の沢等数十の溪水を会同し西流する山谷の際風四里小栗崎の界に入る巾五間

（註、大電沢、小電沢は現在の大典沢、小典沢）

○ 小栗崎村

小田川川 〓小田川村の方より来り本村の北を流れ嘉瀬村の方に注ぐ長二丁巾四間水の深凡四尺
橋 〓小田川道養水の渠に架す長五間巾五尺郷平橋と云この郷平は特名にあらわす方言堅に渡せる橋を云なり

○ 嘉瀬村

小田川川 〓小栗崎の界より来り本村の北を西に流れ十川に注ぐ界内を通ること凡二十一丁巾五間水深平均五尺
橋 〓二、一は本村の北金木通小田川川に架す長六間巾一丈、一は村中用水の渠にあり長六間巾一丈板橋なり

新撰陸奥国誌が刊行されたのは明治九年（一八七六）というから、今から百二十年前のこと。少なくとも百二十年前まではこの川の名称は「小田川」と呼ばれていたことになる。

この文面から見て、川の流れる小田川から小栗崎に入り嘉瀬の北側を通って、ほぼ現在の川筋と同様とみられるが、金木新田開発以前の川筋は現在と異なるものと考えられる。（小田川参考図3参照）

金木郷土史略年表によれば、「元龜二年（一五一一）嘉瀬八幡宮再建—創建年代不明（伝承）」とあるが、四百二十五年前には嘉瀬にも村の鎮守の社が建てられていたということになり、古町・後町など数戸の家が点在していたことがわかれる。

慶長五年（一六〇〇）岩木山が大爆発し、土崩れ、土石雨の如く、冥暗二夜三日（歴代記録・一統誌）と記録されていて、この大爆発は津軽平野の地形の一部も変わるほどのものであったと想像される。

川の流れるは、高いところから低いところへ、土質のやわらかいところを削って、小さな川筋がだんだん広く深く蛇行してゆく。

その頃の小田川の川筋は、小栗崎の東より北に曲がり、現在の萩元排水路の方向から、金木浮州の排水機場付近に流れ大川（岩木川）に合流していたものと思われる。

堤防の築かれてない原始河川は大雨による増水で一部枝別れして、現在の嘉瀬冷水を通り更に南へ流れ、大堰と呼ばれる小

川も作ったのではないだろうか。

また、現在の三左エ門溜池のある沢水を集めて流れる小川は、小栗崎の稲荷神社の北側を通り、（空壕跡で現在水路となっている。）ほぼ現在の小田川の川筋に近く西は駒番の三本柳地区から旧十川へと流れ込んでいたと思われる。

大浦為信が津軽を統一したのは慶長二年（一五九六）三月で、それ以前文録元年（一五九二）には、豊臣秀吉の時代で前田利家、片桐且元等により津軽領内を検地し高四万五千石と定められた。同二年為信は上京し秀吉に謁見、封土確認された。その後徳川家康の天下となり、戦が続いたのと天候の不順により凶作が続き廃田が続出した。

『二代信牧の代、元和元年（一六一五）八月十五日津軽全域に降雪、餓死者多数。二年大凶。三年凶作。廃田を復興させたが、またも凶作。四年大凶。領民他国へ流亡。四方に狼あらわる。五年凶作。年貢免除したが、他領に流亡する者多し。六年十一月、自他共無線の者に望み次第自由開拓を令す。七年藩主自ら廃田検分、狼狩りを行なう。八年廃田復興奨励を布令。

三代信義の時代になっても凶作が続き、その間、「食料欠乏、流浪者多く、藩は貯米を出して救恤。餓死者山をなす。空家無数。凶作、減収、大暴風雨、浅瀬石川、平川、岩木川大洪水。等々の記録は四代信政の頃にも続いた。』（津軽ケガジ物語より）

津軽新田開発は、天正九年（一五八一）為信から下命された

というから、四代信政の元録中期（元録は一六八八—一七〇三）まで約一〇〇年もの間、新田開発、廃田、廃田復興が繰り返されたのであった。

それでは、嘉瀬の開発はどうだったのだろうか。

三代將軍家光の代、正保三津幕府は各藩大名に地行高之帳の提出を求め、津軽藩では慶安元年（一六四八）領地絵図面及び城絵図面、知行帳を板倉築後守へ送った。その後貞亨元年、三年間をかけて各村の新検地帳と検図面が作製されたが、その絵図面の中に、新田として「中柏木、加瀬、小田川、蒔田」等の村名が見られる。

田舎庄金木組 嘉瀬 村 小字 ひばり野、はぎもと、端山崎、駒とめ

名請人	九七名（名前省略）
田方	一四八町九反七畝二二歩 分米 一一〇五石九斗 三合
上田	一四町一反五畝二八歩 分米 一一五石九斗六升五合
中田	三三町五反五畝二八歩 分米 三〇二石三斗 四合
下田	七〇町八反五畝一一歩 分米 四九五石九斗七升六合
下々田	三〇町三反八畝一七歩 分米 一五一石九斗二升六合
畑方	三四町 一畝二七歩 分米 一五一石九斗二升八合
上畑	四町三反八畝 七歩 分米 二六石二斗九升四合
中畑	一〇町一反四畝 三歩 分米 五〇石七斗 五合
下畑	一一町八反一畝一一歩 分米 三五石四斗四升一合
下々畑	四町 七畝一七歩 分米 四石 七升六合

屋敷 三町六反 一九歩 分米 二八石八斗五升一合

田畑屋敷合 一八二町九反九畝一九歩 分米 一二五二石二斗七升

外 一、田畑地 一八七町 二歩 村 中

是者 未々田畑可致開発場所 相改如此委細別帳記之
右者津軽郡田舎庄之内 嘉瀬村御検地以六尺卷分間竿卷反三百歩石盛

一、漆木 五八本 村 中

一、空地 九反 二九歩 村 中

一、永流田畑 一町七反九畝二四歩 村 中

右之外除地 一、八幡社地 五間 三間 一五歩 宮建有之 神太夫抱

境内林 七四間 四一間 一町一畝 四歩

一、薬師堂地 一二間 八間 三畝 六歩 堂建有之 村中抱

右堂地境内 従古来除来付新検地庄味之上 前々之通除之者也

田舎庄金木組 小栗崎村 小字 端山崎、はぎもと、ひばり野

名請人	一二名（名前省略）
田方	四一町二反七畝一五歩 分米 三一七石七斗八升
上田	五町五反四畝一九歩 分米 六一石 一升
中田	一〇町六反五畝一七歩 分米 九五石九斗 一合
下田	一七町七反五畝 六歩 分米 一二四石二斗六升四合
下々田	七町三反二畝 三歩 分米 三六石六斗 五合

畑方 七町一反七畝 歩 分米 三一石 七升六合
 上畑 一町八反三畝一六歩 分米 一一石 一升二合
 中畑 一町二反二畝 一歩 分米 六石一斗 二合
 下畑 二町七反九畝一歩 分米 八石三斗八升一合
 下々畑 七反一畝 六歩 分米 七斗一升二合
 屋敷 六反 二六歩 分米 四石八斗六升九合
 田畑屋敷合 四八町四反四畝一五歩 分米 三四八石八斗六升六合

外
 一、田畑地 一六町六反 一五歩 村 中
 是者来々田畑可致開発場所相改如此委細別帳記之
 一、池 床 三反七畝一六歩 二箇所

右者津輕郡田舎庄内小栗崎村御検地以六尺壹分間竿壹反三百歩石盛位付
 帳面書記者也

右之外除地
 一、高 二斗六升七合 此反別屋敷 一〇間 一〇間 三畝一〇歩 惣宮太夫
 稻荷社地 六間 六間 一畝六歩 宮建有地 惣宮太夫抱
 境内林 六四、五間 四八間 一町 三畝六歩
 一、薬師堂地 四間 四間 一六歩 堂建無之 村中抱
 一、明神社地 三間 二間 六歩 堂建有之 同 断
 一、観音堂地 二間 二間 四歩 堂館無之 同 断
 右堂社地内林屋敷共 従古来除来付新検地庄味之上 前々之通 除之者也

田舎庄金木組 中柏木村||小字 ふどう野、よろい石、野尻

名請人 一七名(名前省略)
 田方 一五町 一歩 分米 八六石二斗 四合
 上田 五反一畝二五歩 分米 五石七斗 二合
 中田 一反八畝二九歩 分米 一石 七合
 下田 三町六反五畝二五歩 分米 二五石六斗 八合
 下々田 一〇町六反三畝二二歩 分米 五三石一斗八升七合
 畑方 八町三反四畝一九歩 分米 二四石 二升四合
 中畑 一町三反四畝一九歩 分米 六石七斗三升二合
 下畑 三町 七畝一九歩 分米 九石二斗三升四合
 下々畑 三町四反二畝一七歩 分米 三石四斗二升六合
 田畑屋敷合 二三町四反三畝 八歩 分米 一一〇石二斗二升八合

外
 一、田畑地 二二町四反 一六歩 村 中
 是者来々田畑可致開発場所相改如此委細別帳記之
 一、池 床 五町八反 一八歩 七箇所
 右者津輕郡田舎庄之内中柏木村御検地以六尺壹分間竿壹反三百歩石盛位
 付帳面書記者也

一、漆木 七本 村 中
 一、草山 場広故不及検地 一箇所
 一、永荒田地 七反四畝一四歩 村 中

田舎庄金木組 小田川村||小字 ちから石、弓矢形、鹿とめ、梅ヶ谷、あしか沢、ききょう野、山崎

名請人 六名(名前省略)
 田方 三九町九反五畝二三歩 分米 三四八石六斗五升九合

上田 一三町五反四畝二三歩 分米 一四九石 二升四合
 中田 一〇町六反四畝一七歩 分米 九五石八斗一升一合
 下田 一二町五反 三歩 分米 八七石五斗 七合
 下々田 三町二反六畝一〇歩 分米 一六石三斗一升七合
 畑方 一一町 九畝一四歩 分米 五四石 九升二合
 上畑 三町九反二畝 七歩 分米 二三石五斗三升四合
 中畑 三町八反六畝二九歩 分米 一九石三斗四升八合
 下畑 二町七反七畝一〇歩 分米 八石三斗二升
 下々畑 一反九畝 五歩 分米 一斗九升二合
 屋敷 三反三畝二三歩 分米 二石七斗 一合

内 二〇歩 郷蔵屋敷 二石七斗 一合
 内 二〇歩 郷蔵屋敷 四〇二石七斗五升四合

田畑屋敷合 五一町 五畝 七歩 分米 四〇二石七斗五升四合

外
 一、田畑地 一三町六反五畝一八歩
 是者 未々田畑可致開発場所相改如此委細別帳記之
 右者津輕郡田舎庄之内 小田川村御検地以六尺壹分間竿壹反三百歩石盛
 位付帳面書記者也

一、観音堂地 四間 二間 八歩 堂建有之 宮三郎抱
 境内林 二六間 二〇間 一反七畝一〇歩
 右堂地境内林屋敷共 従古来除来付新検地庄味之上 前々之通除之者也

このように、為信が金木開拓を下命したのが天正九年(一五八一)、金木新田開発一八ヶ村が開発成就したのが室永三年(一七〇五)で、まさに一二四年もの永い年月を要したのである。

貞亨の新検地で、嘉瀬村と小栗崎村を合わせた水田面積は一九〇町二反畝七歩。これだけの面積の水田を耕作するに要する用水は、従来の小田川こたがわの流れでは不可能で、当然川の堀替えが必要だったろうし、より効率的に用水を配分するには、萩元地区と駒番地の間を旧十川まで出来るだけ真直に持ってゆくことであろう。

嘉瀬山の沢々から集められて流れる小さな小川を利用、これを拡巾し、堤防を盛り、ほぼ現在の小田川の川筋を作ったものである。

小田川の堀替改修は、岩木川の改修と大きな関連性があり、記録によれば、▽正保二年(一六四五)岩木川大洪水、湊派立十川を東方へ堀替。十三水戸口工事に着手したが失敗。▽慶安二年(一六四九)八月中旬大雨洪水、湊家岸十川堀替築堤。板屋野木村大川堀替。▽寛文六年(一六六六)津輕藩開拓法改正、領民、他国者の出入りの法制定。一〇万の郷人夫にて田光沼落

一、漆木 二本 村 中
 一、留山 場広故不及検地 一箇所
 一、草山 場広故不及検地 一箇所
 一、河原 一町三反 一八歩 一〇箇所
 一、空地 六反五畝一八歩 村 中
 一、永荒田地 四反七畝 二歩 村 中

右の外除地

右の外除地